

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT7530896

|                                   |                         |
|-----------------------------------|-------------------------|
| <b>SUBMISSION TYPE:</b>           | NEW ASSIGNMENT          |
| <b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>      | CHANGE OF NAME          |
| <b>CONVEYING PARTY DATA</b>       |                         |
| <b>Name</b>                       | <b>Execution Date</b>   |
| MORPHO, INC.                      | 05/11/2022              |
| <b>RECEIVING PARTY DATA</b>       |                         |
| <b>Name:</b>                      | MORPHO, INC.            |
| <b>Street Address:</b>            | 2-2-1, KANDANISHIKICHO, |
| <b>Internal Address:</b>          | CHIYODA-KU,             |
| <b>City:</b>                      | TOKYO,                  |
| <b>State/Country:</b>             | JAPAN                   |
| <b>PROPERTY NUMBERS Total: 22</b> |                         |
| <b>Property Type</b>              | <b>Number</b>           |
| Patent Number:                    | 8682103                 |
| Patent Number:                    | 8538192                 |
| Patent Number:                    | 8976280                 |
| Patent Number:                    | 9129414                 |
| Patent Number:                    | 8831376                 |
| Patent Number:                    | 9626750                 |
| Patent Number:                    | 9117271                 |
| Patent Number:                    | 10136054                |
| Patent Number:                    | 9639913                 |
| Patent Number:                    | 10200649                |
| Patent Number:                    | 10043244                |
| Patent Number:                    | 10074165                |
| Application Number:               | 62279119                |
| Patent Number:                    | 9824431                 |
| Patent Number:                    | 11170262                |
| Application Number:               | 17494100                |
| Patent Number:                    | 10931875                |
| Patent Number:                    | 11272124                |
| Application Number:               | 16617175                |
| Application Number:               | 16551249                |

| Property Type       | Number   |
|---------------------|----------|
| Application Number: | 16687911 |
| Patent Number:      | 10853954 |

#### CORRESPONDENCE DATA

**Fax Number:** (202)293-7860

***Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.***

**Phone:** 2022937060

**Email:** dthomas@sughrue.com, sughrue@sughrue.com

**Correspondent Name:** SUGHRUE MION, PLLC

**Address Line 1:** 2000 PENNSYLVANIA AVE., NW

**Address Line 2:** SUITE 9000

**Address Line 4:** WASHINGTON, D.C. 20006

|                                |                                                            |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------|
| <b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b> | 026122                                                     |
| <b>NAME OF SUBMITTER:</b>      | DEANNA THOMAS, SECRETARY                                   |
| <b>SIGNATURE:</b>              | /DEANNA THOMAS/                                            |
| <b>DATE SIGNED:</b>            | 09/09/2022                                                 |
|                                | This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63). |

#### Total Attachments: 27

source=partial translation of commercial register#page1.tif  
source=partial translation of commercial register#page2.tif  
source=partial translation of commercial register#page3.tif  
source=partial translation of commercial register#page4.tif  
source=partial translation of commercial register#page5.tif  
source=partial translation of commercial register#page6.tif  
source=partial translation of commercial register#page7.tif  
source=partial translation of commercial register#page8.tif  
source=partial translation of commercial register#page9.tif  
source=partial translation of commercial register#page10.tif  
source=partial translation of commercial register#page11.tif  
source=partial translation of commercial register#page12.tif  
source=partial translation of commercial register#page13.tif  
source=partial translation of commercial register#page14.tif  
source=partial translation of commercial register#page15.tif  
source=partial translation of commercial register#page16.tif  
source=partial translation of commercial register#page17.tif  
source=partial translation of commercial register#page18.tif  
source=partial translation of commercial register#page19.tif  
source=partial translation of commercial register#page20.tif  
source=partial translation of commercial register#page21.tif  
source=partial translation of commercial register#page22.tif  
source=partial translation of commercial register#page23.tif  
source=partial translation of commercial register#page24.tif  
source=partial translation of commercial register#page25.tif

source=partial translation of commercial register#page26.tif

source=partial translation of commercial register#page27.tif

## Certificate of Full Registry Records

2-2-1, Kandanishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo

Morpho, Inc.

|                            |                                       |                             |
|----------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| Corporate Registration No. | 0100-01-090118                        |                             |
| Corporate Name             | Morpho, Inc.                          |                             |
| Head office                | <u>3-8-1, Nishikanda, Chiyoda-ku,</u> | April 28, 2014 relocation   |
|                            | <u>Tokyo</u>                          | April 28, 2014 registration |
|                            | 2-2-1, Kandanishikicho,               | April 4, 2022 relocation    |
|                            | Chiyoda-ku, Tokyo                     | April 14, 2022 registration |

[omitted]

Reference No TSU 692922    \* Underlines indicate deleted items.

[omitted]

This is a certified record of all the items contained in the register which have not been closed.

May 11,2022

Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau

Minoru Oyamada

Reference No TSU 692922 \* Underlines indicate deleted items.

| Our Ref           | Application No. | Patent No.   | Your ref |               |
|-------------------|-----------------|--------------|----------|---------------|
| FP10-0488-00US-XX | 13/259031       | US8682103B2  | Q126333  | ※small Entity |
| FP10-0506-00US-XX | 13/260278       | US8538192B2  | Q126571  |               |
| FP11-0333-00US-XX | 13/824512       | US8976280B2  | Q202799  |               |
| FP11-0476-00US-XX | 13/824889       | US9129414B2  | Q202789  |               |
| FP11-0882-00US-XX | 13/541897       | US8831376B2  | Q141051  |               |
| FP12-0375-00US-XX | 14/114786       | US9626750B2  | Q208019  |               |
| FP12-0559-00US-XX | 13/644309       | US9117271B2  | Q142843  |               |
| FP12-0627-00US-XX | 14/233294       | US10136054B2 | Q209137  |               |
| FP13-0548-00US-XX | 14/397579       | US9639913B2  | Q215050  |               |
| FP15-0035-00US-XX | 14/768934       | US10200649B2 | Q221746  |               |
| FP15-0117-00US-XX | 14/689286       | US10043244B2 | Q219150  |               |
| FP15-0396-00US-XX | 14/848751       | US10074165B2 | Q222174  |               |
| FP15-0799-60US-XX | 62/279119       |              | P224632  |               |
| FP16-0140-00US-XX | 15/084602       | US9824431B2  | Q226143  |               |
| FP16-0593-00US-XX | 15/771735       | US11170262B2 | Q239506  |               |
| FP16-0593-01US-XX | 17/494100       |              | Q267602  |               |
| FP16-0783-00US-XX | 16/068701       | US10931875B2 | Q240878  |               |
| FP17-0864-00US-XX | 16/338615       | US11272124B2 | Q245739  |               |
| FP19-0035-00US-XX | 16/617175       |              | Q251550  |               |
| FP19-0678-00US-XX | 16/551249       |              | Q249277  |               |
| FP19-0776-00US-XX | 16/687911       |              | Q251400  |               |
| FP20-0199-00US-XX | 15/931743       | US10853954B1 | Q255309  |               |

# 履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 会社法人等番号  | 0100-01-090118                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |
| 商号       | 株式会社モルフォ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |
| 本店       | 東京都千代田区西神田三丁目3番1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成26年 4月28日移転 |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成26年 4月28日登記 |
|          | 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 令和 4年 4月 4日移転 |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 令和 4年 4月14日登記 |
| 公告をする方法  | 当会社の公告は電子公告とする。<br><a href="http://www.morpho-inc.com/">http://www.morpho-inc.com/</a><br>ただし、事故その他やむを得ない事由によって<br>電子公告による公告をすることができない場合は、<br>日本経済新聞に掲載して行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成23年 5月 1日変更 |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成23年 5月 2日登記 |
| 会社成立の年月日 | 平成16年3月26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |
| 目的       | (1) 画像処理技術の研究開発<br>(2) 上項に関する、国内外へのライセンス販売<br>(3) 知的財産権（著作権、商品化権等）の管理、使用、利用許諾、維持、<br>管理<br>(4) 顧客の映像制作に関するコンサルティング事業<br>(5) 顧客の映像作品に関する助言とコンサルティング事業<br>(6) 出版・印刷・写真・映画・DVDソフトウェア・ゲームソフトウェア<br>の立案および制作・販売<br>(7) 音声ソフトウェア・テレビ番組など映像コンテンツの企画、制作・販<br>売<br>(8) 展示会、イベント、セールスプロモーションの企画立案<br>(9) コンピュータソフトウェアならびにその周辺機器のソフトウェアの<br>開発、販売・仲介事業<br>(10) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権等の管理、売買およびリース<br>(11) ソフトウェア業<br>(12) インターネット・情報技術を利用する各種事業の事業計画立案ならび<br>に助言・指導<br>(13) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研<br>究調査の受託<br>(14) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研<br>究調査資料の作成および販売<br>(15) 書籍・印刷物の企画、制作および出版<br>(16) 録音テープおよび録画テープの作成ならびにそれらの販売<br>(17) 労働者派遣事業<br>(18) マーケティングリサーチの調査 |               |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |               |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                      | <p>(19) 通信販売業務</p> <p>(20) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>平成22年 1月28日変更 平成22年 2月 1日登記</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |               |
|                      | <p>(1) 画像処理技術の研究開発</p> <p>(2) 上項に関する、国内外へのライセンス販売</p> <p>(3) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理</p> <p>(4) 顧客の映像制作に関するコンサルティング事業</p> <p>(5) 顧客の映像作品に関する助言とコンサルティング事業</p> <p>(6) 出版・印刷・写真・映画・DVDソフトウェア・ゲームソフトウェアの立案および制作・販売</p> <p>(7) 音声ソフトウェア・テレビ番組など映像コンテンツの企画、制作・販売</p> <p>(8) 展示会、イベント、セールスプロモーションの企画立案</p> <p>(9) コンピュータソフトウェアならびにその周辺機器のソフトウェアの開発、販売・仲介事業</p> <p>(10) コンピュータその他の電子デバイスならびにこれらの機器類に関連して使用される付属部品および付属ソフトウェアの販売</p> <p>(11) 前各号に付帯または関連するソフトウェア、情報処理システムについてのコンサルティングおよび開発、設計、販売</p> <p>(12) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権等の管理、売買およびリース</p> <p>(13) ソフトウェア業</p> <p>(14) インターネット・情報技術を利用する各種事業の事業計画立案ならびに助言・指導</p> <p>(15) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査の受託</p> <p>(16) インターネット・情報技術を利用する各種産業・市場分野に関する研究調査資料の作成および販売</p> <p>(17) 書籍・印刷物の企画、製作および出版</p> <p>(18) 録音テープおよび録画テープの作成ならびにそれらの販売</p> <p>(19) 労働者派遣事業</p> <p>(20) マーケティングリサーチの調査</p> <p>(21) 通信販売業務</p> <p>(22) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>平成31年 1月30日変更 平成31年 2月12日登記</p> |               |
| 単元株式数                | 100株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成23年 5月 1日設定 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成23年 5月 2日登記 |
| 発行可能株式総数             | 1380万株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成27年 5月 1日変更 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成27年 5月13日登記 |
| 発行済株式の総数<br>並びに種類及び数 | 発行済株式の総数<br>538万2800株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成30年 1月31日変更 |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成30年 2月13日登記 |

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

|       |                              |                                |
|-------|------------------------------|--------------------------------|
|       | 発行済株式の総数<br><u>538万4000株</u> | 平成31年 4月30日変更<br>令和 1年 5月 7日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>538万7000株</u> | 令和 1年 5月31日変更<br>令和 1年 6月 7日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>538万8200株</u> | 令和 1年10月31日変更<br>令和 1年11月12日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>539万株</u>     | 令和 2年 2月29日変更<br>令和 2年 3月10日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>540万2000株</u> | 令和 2年11月30日変更<br>令和 2年12月 7日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>540万6800株</u> | 令和 3年 1月31日変更<br>令和 3年 2月12日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>540万9200株</u> | 令和 3年 2月 2日変更<br>令和 3年 2月19日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>541万1600株</u> | 令和 3年 2月 9日変更<br>令和 3年 2月19日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>541万2200株</u> | 令和 3年 4月30日変更<br>令和 3年 5月14日登記 |
|       | 発行済株式の総数<br><u>541万4000株</u> | 令和 3年 5月14日変更<br>令和 3年 5月27日登記 |
| 資本金の額 | 金17億7121万3000円               | 平成30年 1月31日変更<br>平成30年 2月13日登記 |
|       | 金17億7170万3200円               | 平成31年 4月30日変更<br>令和 1年 5月 7日登記 |
|       | 金17億7292万8700円               | 令和 1年 5月31日変更<br>令和 1年 6月 7日登記 |
|       |                              |                                |
|       |                              |                                |
|       |                              |                                |

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

|                                  |                                                                        |               |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                  | <u>金17億7341万8900円</u>                                                  | 令和 1年10月31日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 1年11月12日登記 |
|                                  | <u>金17億7415万4200円</u>                                                  | 令和 2年 2月29日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 2年 3月10日登記 |
|                                  | <u>金17億7905万6200円</u>                                                  | 令和 2年11月30日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 2年12月 7日登記 |
|                                  | <u>金17億8101万7000円</u>                                                  | 令和 3年 1月31日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 2月12日登記 |
|                                  | <u>金17億8199万7400円</u>                                                  | 令和 3年 2月 2日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 2月19日登記 |
|                                  | <u>金17億8297万7800円</u>                                                  | 令和 3年 2月 9日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 2月19日登記 |
|                                  | <u>金17億8322万2900円</u>                                                  | 令和 3年 4月30日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 5月14日登記 |
|                                  | <u>金17億8395万8200円</u>                                                  | 令和 3年 5月14日変更 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 5月27日登記 |
| 株主名簿管理人の<br>氏名又は名称及び<br>住所並びに営業所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部<br>平成19年 2月 1日設置 平成19年 2月21日登記 |               |
| 役員に関する事項                         | <u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>                                               | 平成29年 1月25日重任 |
|                                  |                                                                        | 平成29年 2月 8日登記 |
|                                  | <u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>                                               | 平成31年 1月30日重任 |
|                                  |                                                                        | 平成31年 2月12日登記 |
|                                  | <u>取締役</u> <u>平賀 督 基</u>                                               | 令和 3年 1月29日重任 |
|                                  |                                                                        | 令和 3年 2月12日登記 |

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

|  |     |       |               |
|--|-----|-------|---------------|
|  | 取締役 | 木下 耕太 | 平成29年 1月25日重任 |
|  |     |       | 平成29年 2月 8日登記 |
|  |     |       | 平成31年 1月30日退任 |
|  |     |       | 平成31年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 藤山 正幸 | 平成29年 1月25日重任 |
|  |     |       | 平成29年 2月 8日登記 |
|  |     |       | 平成31年 1月30日退任 |
|  |     |       | 平成31年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 藤山 正幸 | 令和 3年 1月29日退任 |
|  |     |       | 令和 3年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 各務 茂夫 | 平成29年 1月25日就任 |
|  |     |       | 平成29年 2月 8日登記 |
|  |     |       | 平成31年 1月30日重任 |
|  |     |       | 平成31年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 各務 茂夫 | 令和 3年 1月29日重任 |
|  |     |       | 令和 3年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 西山 貴之 | 平成31年 1月30日就任 |
|  |     |       | 平成31年 2月12日登記 |
|  |     |       | 令和 3年 1月29日重任 |
|  |     |       | 令和 3年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 鎌田 富久 | 平成31年 1月30日就任 |
|  |     |       | 平成31年 2月12日登記 |
|  |     |       | 令和 3年 1月29日重任 |
|  |     |       | 令和 3年 2月12日登記 |
|  | 取締役 | 鎌田 富久 | 令和 4年 1月31日辞任 |
|  |     |       | 令和 4年 2月15日登記 |

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

|                                           |                                           |               |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------|
|                                           | 取締役<br>堀 永 寛 康                            | 令和 3年 1月29日就任 |
|                                           |                                           | 令和 3年 2月12日登記 |
|                                           | 取締役<br>永 田 清 人                            | 令和 3年 1月29日就任 |
|                                           |                                           | 令和 3年 2月12日登記 |
| 東京都文京区後楽一丁目4番11-1905号<br>代表取締役<br>平 賀 留 基 | 東京都文京区後楽一丁目4番11-1905号<br>代表取締役<br>平 賀 留 基 | 平成29年 1月25日就任 |
|                                           |                                           | 平成29年 2月 8日登記 |
|                                           |                                           | 平成31年 1月30日就任 |
|                                           |                                           | 平成31年 2月12日登記 |
|                                           |                                           | 令和 3年 1月29日就任 |
|                                           |                                           | 令和 3年 2月12日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>上 原 将 人                 | 平成27年 1月29日就任 |
|                                           |                                           | 平成27年 2月12日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>上 原 将 人                 | 平成31年 1月30日就任 |
|                                           |                                           | 平成31年 2月12日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>平 野 高 志                 | 平成27年 1月29日就任 |
|                                           |                                           | 平成27年 2月12日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>平 野 高 志                 | 平成31年 1月30日就任 |
|                                           |                                           | 平成31年 2月12日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>根 岸 秀 忠                 | 平成30年 1月30日就任 |
|                                           |                                           | 平成30年 2月13日登記 |
|                                           | 監査役<br>(社外監査役)<br>根 岸 秀 忠                 | 平成31年 1月30日就任 |
|                                           |                                           | 平成31年 2月12日登記 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |               |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 有限責任監査法人トーマツ  | 平成30年 1月30日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 平成30年 2月13日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 有限責任監査法人トーマツ  | 平成31年 1月30日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 平成31年 2月12日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 有限責任監査法人トーマツ  | 令和 2年 1月30日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 令和 2年 2月10日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 有限責任監査法人トーマツ  | 令和 3年 1月29日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 令和 3年 2月12日登記 |
|                             | 会計監査人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 有限責任監査法人トーマツ  | 令和 4年 1月31日重任 |
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 令和 4年 2月15日登記 |
| 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定 | <p>当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>平成28年 1月28日変更 平成28年 2月 8日登記</p> |               |               |
| 新株予約権                       | 第3回新株予約権<br>新株予約権の数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |               |
|                             | <u>213個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |               |
|                             | <u>212個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成23年 2月24日変更 | 平成23年 2月25日登記 |
|                             | <u>209個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成23年 8月31日変更 | 平成23年 9月 6日登記 |
|                             | <u>207個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成24年 1月13日変更 | 平成24年 1月31日登記 |
|                             | <u>202個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成24年 1月19日変更 | 平成24年 1月31日登記 |
|                             | <u>200個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成24年 1月31日変更 | 平成24年 1月31日登記 |
|                             | <u>199個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成24年 6月30日変更 | 平成24年 7月 3日登記 |
|                             | <u>198個</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成24年 8月30日変更 | 平成24年 9月10日登記 |

|             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| <u>161個</u> | 平成24年10月31日変更 | 平成24年11月 9日登記 |
| <u>159個</u> | 平成25年 3月31日変更 | 平成25年 4月 1日登記 |
| <u>158個</u> | 平成25年10月31日変更 | 平成25年11月12日登記 |
| <u>157個</u> | 平成25年10月31日変更 | 平成25年11月12日登記 |
| <u>156個</u> | 平成25年11月30日変更 | 平成25年12月13日登記 |
| <u>154個</u> | 平成26年 3月31日変更 | 平成26年 4月 9日登記 |
| <u>152個</u> | 平成26年 7月31日変更 | 平成26年 8月11日登記 |
| <u>150個</u> | 平成26年 8月10日変更 | 平成26年 8月11日登記 |
| <u>149個</u> | 平成26年 8月31日変更 | 平成26年 9月 5日登記 |
| <u>135個</u> | 平成26年10月31日変更 | 平成26年11月13日登記 |
| <u>122個</u> | 平成27年 2月28日変更 | 平成27年 3月 9日登記 |
| <u>117個</u> | 平成27年 3月31日変更 | 平成27年 4月10日登記 |
| <u>92個</u>  | 平成27年 4月30日変更 | 平成27年 5月13日登記 |
| <u>78個</u>  | 平成27年 4月30日変更 | 平成27年 5月13日登記 |
| <u>76個</u>  | 平成27年 5月31日変更 | 平成27年 6月 8日登記 |
| <u>72個</u>  | 平成27年 6月30日変更 | 平成27年 7月 8日登記 |
| <u>56個</u>  | 平成28年 1月31日変更 | 平成28年 2月 8日登記 |
| <u>54個</u>  | 平成28年 2月29日変更 | 平成28年 3月11日登記 |
| <u>52個</u>  | 平成28年 5月31日変更 | 平成28年 6月 9日登記 |
| <u>50個</u>  | 平成29年 9月30日変更 | 平成29年10月10日登記 |
| <u>48個</u>  | 平成31年 4月30日変更 | 令和 1年 5月 7日登記 |
| <u>43個</u>  | 令和 1年 5月31日変更 | 令和 1年 6月 7日登記 |
| <u>41個</u>  | 令和 1年10月31日変更 | 令和 1年11月12日登記 |
| <u>21個</u>  | 令和 2年11月30日変更 | 令和 2年12月 7日登記 |
| <u>13個</u>  | 令和 3年 1月31日変更 | 令和 3年 2月12日登記 |

9個

令和 3年 2月 2日変更 令和 3年 2月19日登記

5個

令和 3年 2月 9日変更 令和 3年 2月19日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式213株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

普通株式212株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 2月24日変更 平成23年 2月25日登記

普通株式4万2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 5月 1日変更 平成23年 5月 2日登記

普通株式4万1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 8月31日変更 平成23年 9月 6日登記  
普通株式4万1400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月13日変更 平成24年 1月31日登記  
普通株式4万400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月19日変更 平成24年 1月31日登記  
普通株式4万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 1月31日変更 平成24年 1月31日登記  
普通株式3万9800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月 3日登記

普通株式3万9600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年 8月30日変更 平成24年 9月10日登記

普通株式3万2200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3万1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 1日登記

普通株式 3万1600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年10月31日変更 平成25年11月12日登記

普通株式 3万1400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年10月31日変更 平成25年11月12日登記

普通株式 3万1200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年11月30日変更 平成25年12月13日登記

普通株式 3万800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 9日登記

普通株式 3万400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成26年 7月31日変更 平成26年 8月11日登記

普通株式 3万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 8月10日変更 平成26年 8月11日登記<br/>普通株式 2万9800株</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。</p> <p>ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 8月31日変更 平成26年 9月 5日登記<br/>普通株式 2万7000株</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。</p> <p>ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年10月31日変更 平成26年11月13日登記<br/>普通株式 2万4400株</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。</p> <p>ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>平成27年 2月28日変更 平成27年 3月 9日登記<br/>普通株式 2万3400株</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。</p> <p>ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 3月31日変更 平成27年 4月10日登記

普通株式 1万8400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 1万5600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 4万6800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月13日登記

普通株式 4万5600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月31日変更 平成27年 6月 8日登記

普通株式 4万3200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 6月30日変更 平成27年 7月 8日登記

普通株式 3万3600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月 8日登記

普通株式 3万2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月11日登記

普通株式 3万1200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 5月31日変更 平成28年 6月 9日登記

普通株式 3万株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記

普通株式 2万8800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成31年 4月30日変更 令和 1年 5月 7日登記

普通株式 2万5800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 1年 5月31日変更 令和 1年 6月 7日登記

普通株式 2万4600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 1年10月31日変更 令和 1年11月12日登記

普通株式 1万2600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 2年11月30日変更 令和 2年12月 7日登記

普通株式 7800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 1月31日変更 令和 3年 2月12日登記

普通株式 5400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 2月 2日変更 令和 3年 2月19日登記

普通株式 3000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 2月 9日変更 令和 3年 2月19日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金49万円とし、これに当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、消当日後、当会社が当会社普通株式につき株式分割（株式無償割当

てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当会社が時価を下回る価額で当会社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数から当会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除いた数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月11日から平成33年2月10日まで

（権利行使期間の開始日が当会社の休日に当たる場合は、その翌営業日から権利行使可能とし、権利行使期間の最終日が当会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

#### 新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員の内いずれかの地位を保有している場合および重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（2）新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

（3）新株予約権者は、当会社普通株式にかかる証券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

## 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当会社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

①当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当会社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

③当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当会社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の各項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年 2月11日発行

平成23年 2月25日登記

令和3年2月11日行使期間満了

令和 3年 2月19日登記

## 第6回新株予約権

## 新株予約権の数

37個32個30個18個17個11個10個9個8個7個4個3個

平成23年 6月21日変更

平成23年 7月 4日登記

平成24年10月30日変更

平成24年11月 9日登記

平成24年10月31日変更

平成24年11月 9日登記

平成25年 1月31日変更

平成25年 2月 6日登記

平成27年12月31日変更

平成28年 1月12日登記

平成28年 3月31日変更

平成28年 4月11日登記

平成28年 9月30日変更

平成28年10月 7日登記

平成29年 5月31日変更

平成29年 6月 7日登記

平成29年 9月30日変更

平成29年10月10日登記

令和 2年 2月29日変更

令和 2年 3月10日登記

令和 3年 4月30日変更

令和 3年 5月14日登記

## 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式7400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係

る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

普通株式600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成23年 6月21日変更 平成23年 7月 4日登記

普通株式6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月30日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式3400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る

付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成25年 1月31日変更 平成25年 2月 6日登記  
普通株式1万200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月13日登記  
普通株式6600株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成27年12月31日変更 平成28年 1月12日登記  
普通株式6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月11日登記  
普通株式5400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成28年 9月30日変更 平成28年10月 7日登記

普通株式4800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 5月31日変更 平成29年 6月 7日登記

普通株式4200株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月10日登記

普通株式2400株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 2年 2月29日変更 令和 2年 3月10日登記

普通株式1800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は200株とする。

ただし、当会社が当会社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

令和 3年 4月30日変更 令和 3年 5月14日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

# 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金2450円とし、これに当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、割当日後、当会社が当会社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当会社が時価を下回る価額で当会社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新増発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\frac{\text{既発行株式数} + \text{新増発行株式数}}{\text{既発行株式数}}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数から当会社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新増発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新増発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 新株予約権を行使することができる期間

平成25年5月19日から平成33年3月18日まで

（権利行使期間の開始日が当会社の休日に当たる場合は、その翌営業日から権利行使可能とし、権利行使期間の最終日が当会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

## 新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有している場合および重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（2）新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

（3）新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                 | <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社は、以下の議案につき当会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>② 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案</p> <p>③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなかったため新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。</p> |                                     |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成23年 5月19日発行                       |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成23年 6月 1日登記                       |
|                 | 令和3年5月14日新株予約権全部行使                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                     |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和 3年 5月27日登記                       |
| 取締役会設置会社に関する事項  | 取締役会設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項   | 監査役設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役会設置会社に関する事項  | 監査役会設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成20年 1月31日設定 平成20年 2月14日登記         |
| 会計監査人設置会社に関する事項 | 会計監査人設置会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成23年 1月28日設定 平成23年 2月 3日登記         |
| 登記記録に関する事項      | 平成16年9月13日東京都港区南青山七丁目13番2号パークコート406号から本店移転                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                     |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成16年10月12日登記                       |



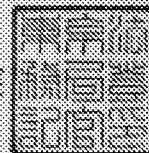
東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号  
株式会社モルフォ

これは登記簿に登録されている開示されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

令和 4年 5月11日

東京法務局  
登記官

小山田実



整理番号 つ692922

\* 下線のあるものは抹消事項

PATENT

RECORDED: 09/09/2022

REEL: 061404 FRAME: 0874